

千葉市公告第51号

千葉市都市公園条例（昭和34年千葉市条例第20号）第31条の規定により、次のとおり都市公園の区域の変更をしましたので、公告します。

なお、その関係図書は、千葉市都市局公園緑地部公園管理課において公告日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成31年1月31日

千葉市長 熊谷俊人

名称	位置	変更前 面積(m <sup>2</sup> )	変更後 面積(m <sup>2</sup> )	変更年月日
石橋記念公園	中央区宮崎町620外17筆	13,417	19,486	公告日